共 同 研 究 契 約 書（案）

　国立大学法人埼玉大学（以下「甲」という。）と○○○○○○○（以下「乙」という。）は、次の各条によって共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（定義）

第１条　本契約において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

　一　「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、実績報告書中で成果として確定された本共同研究の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。

　二　「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

　　イ　特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

　　ロ　特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第３条第１項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第３条に規定する品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利

　　ハ　著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利

　　ニ　秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）

２　本契約において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。

３　本契約において、知的財産権の「実施」とは、特許法第２条第３項に定める行為、実用新案法第２条第３項に定める行為、意匠法第２条第２項に定める行為、商標法第２条第３項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に定める行為、種苗法第２条第５項に定める行為、著作権法第２条第１項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

４　本契約において「専用実施権等」とは、次に掲げるものをいう。

　一　特許法に規定する専用実施権、実用新案法に規定する専用実施権、意匠法に規定する専用実施権、商標法に規定する専用使用権

　二　半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権

　三　種苗法に規定する専用利用権

　四　第１項第２号ロに規定する権利の対象となるものについて独占的に実施をする権利

　五　プログラム等の著作権に係る著作物について独占的に実施をする権利

　六　第１項第２号ニに規定する権利に係るノウハウについて独占的に実施をする権利

５　本契約において「研究担当者」とは、本共同研究に従事する甲又は乙に属する本契約の別表第１に掲げる者及び本契約第４条第３項に該当する者をいう。また、「研究協力者」とは、本契約の別表第１及び本契約第４条第３項記載以外の者であって本共同研究に協力する者をいう。

（共同研究の題目等）

第２条　甲及び乙は、次の共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施するものとする。

(1) 研究題目

△△△・・・・・

(2) 研究目的・内容

□□□・・・・・

(3) 研究分担（別表第１のとおり）

(4) 研究実施場所

埼玉県さいたま市桜区下大久保２５５　国立大学法人埼玉大学

★★★・・・・・　　　　　　　　　　★★★・・・

（研究期間）

第３条　本共同研究の研究期間は、契約締結日から令和●年３月３１日までとする。

（共同研究に従事する者）

第４条　甲及び乙は、それぞれ別表第１に掲げる者を本共同研究の研究担当者として参加させるものとする。

２　甲は、乙の研究担当者のうち甲の研究実施場所において本共同研究に従事させる者を民間機関等共同研究員として受け入れるものとする。

３　甲及び乙は、自己に属する者を新たに本共同研究の研究担当者として参加させようとするときはあらかじめ相手方に書面により通知するものとする。

（実績報告書の作成）

第５条　甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた研究成果について報告書を、本共同研究終了後速やかにとりまとめるものとする。

（ノウハウの指定）

第６条　甲及び乙は、協議の上、報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

２　ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

３　前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本共同研究完了の翌日から起算して５年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

（研究経費の負担）

第７条　甲及び乙は、それぞれ別表第２に掲げる研究経費を負担するものとする。

（研究経費の納付）

第８条　乙は、別表第２に掲げる研究経費を甲の発する請求書により、乙の当該請求書の受領日の翌月末日までに納付しなければならない。

２　乙は前項の所定の納付期限までに前項の研究経費を納付しないときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に年３％の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

（経理）

第９条　前条の研究経費の経理は甲が行う。ただし、乙は本契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。

２　甲は乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

（研究経費により取得した設備等の帰属）

第10条　別表第２に掲げる研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

（施設・設備の提供等）

第11条　甲は、別表第３に掲げる甲に係る施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。

２　甲は、本共同研究の用に供するため、乙から別表第３に掲げる乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。なお、甲は乙から受け入れた設備について、その据付完了のときから返還に係る作業が開始されるときまで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。

３　前項に規定する設備の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

（研究の中止又は期間の延長）

第12条　天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わないものとする。

（研究の完了又は中止等に伴う研究経費等の取扱い）

第13条　本共同研究を完了し、又は前条の規定により、本共同研究を中止した場合において、第８条第１項の規定により納付された研究経費(研究料を除く。）の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求できる。

２　甲は、乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

３　甲は、研究期間の延長により納付された研究経費に不足を生じる恐れが発生した場合には、直ちに乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。

４　甲は、本共同研究を完了し、又は中止したときには、第11条第２項の規定により乙から受け入れた設備を研究の完了又は中止の時点の状態で乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

（知的財産権の出願等）

第14条　甲及び乙は、本共同研究の実施に伴い発明等が生じた場合には、速やかに相互に通報しなければならない。

２　甲及び乙は、前項の発明等が生じた場合、自己の発明等に関する規則に基づいて自己に所属する研究担当者の知的財産権を受ける権利を承継する。

３　甲又は乙は、本共同研究の実施に伴い相手方より開示若しくは提供を受けた情報に依拠することなく、自己に属する研究担当者のみが第１項の発明等を行ったときは、当該知的財産権を受ける権利を単独で所有し、単独で出願等の手続きを行うことができる。ただし、単独で出願等の手続きを行う甲又は乙は、当該発明等に係る知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）出願の前にあらかじめ相手方の同意を得るものとする。

４　甲及び乙は、自己に属する研究担当者が本共同研究の実施に伴い共同で第１項の発明等を行ったときは、当該発明等に係る甲及び乙の持分を協議して定めた上で、別途締結する共同出願等契約にしたがって共同して出願等を行うものとする。ただし、甲又は乙が当該知的財産権を相手方から承継した場合は、甲又は乙は単独で出願等するものとする。

（外国出願）

第15条　前条の規定は、外国における発明等に関する知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）の出願、権利保全（以下「外国出願」という。）についても適用する。

２　甲及び乙は、双方協議の上、外国出願を行うものとする。

（優先的実施）

第16条　甲は、本共同研究の実施に伴い生じた発明等の甲に帰属する知的財産権（著作権及びノウハウ並びに本条第２項に規定するものを除く。以下「甲に帰属する知的財産権」という。）を、自己実施せず、かつ、乙又は乙の指定する者から優先的に実施したい旨の通知があった場合には、次条に定める場合を除き乙又は乙の指定する者に当該知的財産権を出願等した日から２年間優先的に実施させることができる。

２　甲は、本共同研究の実施に伴い生じた発明等であって、甲及び乙の共有に係る知的財産権（著作権及びノウハウを除く。以下「共有に係る知的財産権」という。）を自己実施せず、かつ、乙又は乙の指定する者から優先的に実施したい旨の通知があった場合には、次条に定める場合を除き当該知的財産権を優先的に実施させる期間（以下「優先的実施期間」という。）を設けることができる。

３　甲及び乙は、乙又は乙の指定する者から、前二項に規定する優先的実施期間を更新したい旨の申し出があった場合には、更新する期間を協議の上、定めるものとする。

（第三者に対する実施の許諾）

第17条　甲は、乙又は乙の指定する者が、甲に帰属する知的財産権を、前条第１項及び第３項に規定する優先的実施期間中その第２年次以降において正当な理由なく実施しないときは、乙又は乙の指定する者の意見を聴取の上、乙及び乙の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

２　前項の規定は、乙が共有に係る知的財産権の出願した日の翌日から起算して２年以内に正当な理由なく実施しない場合若しくは乙の指定する者が共有に係る知的財産権を前条第２項及び第３項に規定する優先的実施期間中その第２年次以降において正当な理由なく実施しないときについて準用する。

３　乙は、共有に係る知的財産権を当該知的財産権の出願等をしたときから、甲の書面による同意を得て第三者に対し実施の許諾をすることができるものとする。この場合、甲は、前項の場合を除き、共有に係る知的財産権を、自己実施せず、かつ、甲単独では第三者に実施許諾しない。

（持分の譲渡等）

第18条　甲及び乙は、本共同研究の実施に伴い生じた発明等であって、それぞれ単独で保有する知的財産権又は共有に係る知的財産権の持分を相手方に限り譲渡又は専用実施権等の設定ができるものとし、別に定める譲渡契約又は専用実施権等設定契約により、これを行うものとする。

（実施料）

第19条　甲に帰属する知的財産権を乙又は乙の指定する者が実施しようとするときは、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。

２　乙又は乙の指定する者は、共有に係る知的財産権を実施しようとするときは、甲が自己実施をしないことから、第三者に実施許諾している場合を除き、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。

３　共有に係る知的財産権を第三者に実施させた場合の実施料は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

（出願等費用）

第20条　乙は、共有に係る知的財産権に関する出願等費用、特許料等（以下「出願等費用」という。）を全額負担するものとする。ただし、乙が共有に係る知的財産権を非独占的に実施しようとするときは、甲乙協議の上、その負担割合について別途決定することができるものとする。

（情報交換）

第21条　甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報、資料を相互に無償で提供し、又は開示するものとする。ただし、甲及び乙以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。

２　提供された資料は、本共同研究完了後又は本共同研究中止後相手方に返還するものとする。

（秘密の保持）

第22条　甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり相手方より開示又は提供を受けた技術上及び営業上の情報、並びに研究成果（以下これらを合わせて「秘密情報」という。）について、別表第１の研究担当者、研究協力者及び研究関係者以外に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、当該研究担当者、研究協力者及び研究関係者に対して、その所属を離れた後も含めて、秘密情報を守秘する義務を、負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

　一　開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していたことを証明できる情報

　二　開示又は提供を受けた際、既に公知となっている情報

　三　開示又は提供を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報

　四　正当な権原を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容

　五　相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得したことを証明できる情報

　六　書面により事前に相手方の同意を得たもの

２　甲及び乙は、相手方より開示又は提供を受けた技術上及び営業上の情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

３　第２項の有効期間は、第３条の本共同研究開始の日から研究完了後又は研究中止後５年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（研究成果の取扱い）

第23条　甲及び乙は、本共同研究完了翌日から起算し３ヶ月以降、本共同研究によって得られた研究成果について、前条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表若しくは公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。ただし、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。なお、いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。

２　前項の研究成果の公表等を希望する甲又は乙（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行おうとする日の30日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示することができる。

３　前項の通知を受けた相手方は、当該通知の内容にその研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断されるときは当該通知受理後15日以内に開示、発表若しくは公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。

４　第２項の通知しなければならない期間は、本共同研究完了の翌日から起算して３年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

５　共同研究の実施に伴い生じた有体物の管理方法、処分の方法については、甲乙協議して定めるものとする。

（研究協力者の参加及び協力）

第24条　甲又は乙は、共同研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本共同研究に参加させることができる。

２　研究担当者以外の者が研究協力者となるに当たっては、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙（以下「当該当事者」という。）は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。

３　当該当事者は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させることができるよう及び研究協力者が相手方に損害を与えた場合には、当該研究協力者にその損害の賠償を請求することができるよう、その取扱いを別に定めておくものとする。

４　研究協力者が本共同研究の実施に伴い、発明等を行った場合は、第14条から第20条の規定を準用するものとする。

（契約の解除）

第25条　甲は、乙が第８条第１項に規定する研究経費を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

２　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後15日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。

　一　相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

　二　相手方が本契約に違反したとき

３　甲及び乙は、次の各号の何れかに該当した場合には、何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。

　一　相手方が破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続を申立又は申立を受けた場合

　二　相手方が銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥った場合

　三　相手方が仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

（損害賠償）

第26条　甲及び／又は乙は、前条に掲げる事由によって、又は自己あるいは自己に属する研究担当者若しくは研究協力者の故意又は重大な過失によって、相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

（契約の有効期間）

第27条　本契約の有効期間は、第３条に定める期間とする。

２　本契約の失効後も、第５条、第６条、第13条から第24条、第26条及び第29条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

（協議）

第28条　本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（裁判管轄）

第29条　本契約に関する訴えは、甲の所在地を管轄するさいたま地方裁判所の管轄に属する。

本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管するものとする。

　令和　　年　　月　　日

（甲） 埼玉県さいたま市桜区下大久保２５５

国立大学法人埼玉大学

学長　坂井　貴文

（乙） ★★★・・・

別表第１（第１条、第２条、第４条、第22条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 氏　名 | 所属部局・職名 | 本研究における役割 |
| 甲 | ※ |  |  |
| 乙 |  |  |  |

（注）※は研究代表者、◎は民間機関等共同研究員を表す。

別表第２（第７条、第８条、第10条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 直　接　経　費 | 間　接　経　費 | 研　　究　　料 |
| 甲 | 円 | 円 |  |
| 乙 | 円  （消費税額及び地方消費税額を含む） | 円  （消費税額及び地方消費税額を含む） | （440,000円×　人）  （消費税額及び地方消費税額を含む） |
| 合計 | 円 | 円 | 円 |

別表第３（第11条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 施設の名称 | 設　　　　備 | | |
| 名　　称 | 規　　格 | 数　　量 |
| 甲 |  |  |  |  |
| 乙から甲へ提供等 |  |  |  |  |